

審査論文の要旨

本研究は、儀礼空間における装束を素材に、豊臣秀吉・徳川家康の政治的位置の変遷を考察することで、統一権力の生成過程とその特質を明らかにしたものである。序章では公家服飾より下位にあった武家独自の服飾である直垂が武家の社会的地位の上昇とともに上位の服飾形式へと移行していくとする従来の研究成果の到達点を整理し、本研究では新しい身分秩序を可視化しようとする時の為政者による意志に注目して江戸幕府装束制度が生み出された政治的背景や各段階における天下人の政治的位置づけを解明する必要性を論じた。

第一章「中近世移行期の公武関係と装束—直垂をきた公家たち—」では、狩衣・小直衣という公家由来の装束は、室町幕府内において將軍固有の服装として位置づけられており、直垂に優越する存在であったが、あくまで正式な参内装束として直垂は用いられていないこと、一方で公家が武家権力者と対面する場合は正式な装束として機能していたことを明らかにした。秀吉に関しては、当初公家衆の装束は小直衣・水干・直垂とまちまちであったが、秀吉が従三位権大納言となって以降、勅使を勤める公家は衣冠、それ以外の公家衆は直垂を着用するようになった。天正13年(1585)の関白就任後、公家衆の装束に変化はみられないが、対する秀吉は、公家社会の規範に基づき、自らの装束を衣冠へと変化させていることから、装束に注目すると「伝統的な」身分秩序を意識していたのはむしろこの時点では秀吉の方であったことを指摘した。

第二章「装束からみた豊臣政権の支配秩序」では、天正15年にいって、秀吉は公家衆による自発的な儀礼の場の改編に着手し、この惣礼を画期として、公家衆は秀吉のもとで儀礼に参加する際、衣冠を着用するようになったことを明らかにした。その背景には、官位・家格という公家社会に由来から存在していた身分秩序を利用して有力大名を編成しようとする秀吉の構想があった。しかし、伝統的な官位制の身分標識である公家装束は、豊臣宗家の絶対性を示そうとする場合には不十分であり、文禄4年(1595)に秀吉は「豊臣の礼装」としての御引直衣・唐冠姿を生み出した。秀吉は御引直衣を天皇と同一の形式で着用したわけではなく、そこに指貫と唐冠を合わせるという全くオリジナルな礼装を作り、天皇とは異なる全く新しい権力形態を示そうとしたことを指摘した。

第三章「御引直衣の記憶—秀吉画像に求めたもの—」では、豊臣体制を表象する礼装が、秀吉死後から豊臣家が滅亡するまでの慶長年間においてどのような位置づけであったのかを、秀吉肖像画の装束描写をもとに検討した。全国への豊国社分祀にあたって、神影として秀吉画像が豊臣家によって用意された例があることから、「豊国大明神」の神影にふさわしいものとして、豊臣家があえて選んだのが、先行する人物神が身につける束帯姿でなく、また通常の直衣姿とも異なる「裾をひいたような」直衣すなわち御引直衣姿だったことを提起した。文禄5年に創出された「豊臣の礼装」のイメージを最大限利用し、秀吉ひいては豊臣家を絶対化するため、秀吉画像は「白直衣姿」であらねばならなかったと結論づけた。

第四章「江戸幕府装束制度の創出過程」は、家康が、自らの政権を樹立しようとした際、新たな政治体制を象徴するため、自身を中心とした儀礼においてどのような装束を用いたかを検討した。慶長8年(1603)に家康が征夷大將軍に就任すると、家康は直垂、親王・

摂関家は小直衣、それ以外の公家衆は直垂、昵近衆は狩衣着用と変化していることに注目し、公家側は第一章でみた室町幕府将軍と対面する際の故実にも則ったものであり、公家が征夷大將軍と対面する際の正式な装束の区分であったが、家康が直垂着用を選択している点が室町期と異なることを明らかにした。さらに慶長 20 年正月御札において家康の命で公家衆が直垂を着用するようになり、公家官位とは異なる武家官位をその指標とし独自の装束体系を築くとともに、前代まで直垂よりも上位に位置していた狩衣を、武家独自の装束である直垂の下に置く江戸幕府の装束制度が成立したことを明らかにした。

こうした各章の成果をふまえ、最終章では公武の関係における中世から近世への転換点と位置づけられる慶長 20 年に至るまでの過程を整理するとともに、幕藩体制下における天皇・朝廷の役割を位置づけた禁中並公家諸法度と本研究で得られた成果との関係性を検討した。公武が統合された豊臣政権の儀礼空間では、官位・家格という身分秩序を表象するものとして公家装束が用いられたが、家康は未だ独自の官位叙任の執奏権をもつ豊臣秀頼が存在したため、朝廷官位によらない「武家」政権として独自性を示す必要があった。こうした政治状況が直垂偏重路線を生み出し、禁中並公家諸法度において武家の官職が公家当官から除外され、江戸幕府が武家官位執奏権を独占することにつながったと論じた。また禁中並公家諸法度では衣服に関して古代の衣服令でみることができない天皇を対象とした規定が存在するが、これは天皇権能を統御するという側面とともに、秀吉に象徴されるように、天皇以外の者がこれらを利用しその権威を戴く可能性を排除するためのものであったと位置づけている。